C_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.013

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.001

C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.017

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

C_{12} ＝ 0.014

C_{13} ＝ 0.016

C_{14} ＝ 0.015

C_{15} ＝ 0.019

C_{16} ＝ 0.019

C_{17} ＝ 0.019

C_{18} ＝ 0.016

C_{19} ＝ 0.016

C_{20} ＝ 0.019

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.003

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.002

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.017

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

E_{12} ＝ 0.007

E_{13} ＝ 0.011

C_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.014

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.001

C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.017

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

C_{12} ＝ 0.015

C_{13} ＝ 0.017

C_{14} ＝ 0.020

C_{15} ＝ 0.020

C_{16} ＝ 0.020

C_{17} ＝ 0.019

C_{18} ＝ 0.016

C_{19} ＝ 0.019

C_{20} ＝ 0.019

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 9 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_9　ア　平成 9 年度市場公募都道府県に係るもの　0.006

イ　平成 9 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.004

E_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.004

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.002

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.017

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

E_{12} ＝ 0.007

E_{13} ＝ 0.011